

# JIS

## 家庭用ガス温水機器・石油温水機器の 標準使用条件及び標準加速モード 並びにその試験条件

JIS S 2071 : 2008

(JGKA/JSA)

平成 20 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋 庭 悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大 熊 志津江	文化女子大学
	長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加 藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加 藤 隆 三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	蔵 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議
	小 熊 誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	三 枝 繁 雄	財団法人製品安全協会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	鈴 木 一 重	社団法人繊維評価技術協議会
	沼 尻 禎 二	財団法人家電製品協会
	長谷川 政 章	株式会社西友
	星 川 安 之	財団法人共用品推進機構
	村 田 政 光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢 野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.6.20

官 報 公 示：平成 20.6.20

原 案 作 成 者：社団法人日本ガス石油機器工業会

(〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館 TEL 03-3252-6101)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 給湯機器の標準使用条件	4
5 区分	4
5.1 使用用途による区分	4
5.2 非出湯時の燃焼区分	4
6 標準加速モード	5
6.1 非出湯時に燃焼しない機器及びパイロットバーナをもつ機器の場合	5
6.2 非出湯時にも断続燃焼する機器の場合	7
7 試験条件	9
7.1 給水温度	9
7.2 給湯機器の設置状態及び使用状態	9
7.3 貯湯式給湯機器の貯湯温度	9
7.4 出湯温度	10
7.5 出湯流量の算出	10
7.6 試験用燃料	11
7.7 電源・その他環境条件	11
7.8 試験装置	11
附属書 A (参考) 標準使用モード	12
解 説	14

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本ガス石油機器工業会(JGKA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

# 家庭用ガス温水機器・石油温水機器の 標準使用条件及び標準加速モード 並びにその試験条件

Standard use conditions, standard acceleration mode and test conditions  
for domestic gas and oil water heater

## 序文

2007年11月21日の消費生活用製品安全法改正（2009年4月1日施行）に伴い経年劣化による事故を未然に防止するため長期使用製品安全点検制度が導入され、その対象となる特定保守製品に、ガス瞬間湯沸器（屋内式）等が指定された。この規格は、特定保守製品のうちガス瞬間湯沸器（屋内式）及び石油給湯機等の家庭用ガス温水機器・石油温水機器について、同法に基づき、経年劣化により安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される設計標準使用期間を設定するための原単位の標準使用条件、標準加速モード及びその試験条件を決めたものである。

2003年から2006年まで社団法人日本ガス石油機器工業会は、経済産業省などから受託し、“運転モードによるガス石油機器のエネルギー消費効率測定方法の標準化調査研究”を実施した。この標準化調査研究では、一般家庭の給湯の標準使用について代表的な4人世帯の24時間の標準的な給湯の使用モードである“標準使用モード（附属書Aを参照）”を提案した。この規格では、標準使用モードが一般的な家庭用ガス・石油給湯機器の使用モードであることから、これを給湯機器の標準使用条件に用いた。その上で、加速試験及び耐久試験として機器の評価試験条件として“標準加速モード”及び試験条件を定めたものである。

なお、加速試験のため本来の稼働時間の耐久性を確認できない可動部品については、別途部品ごとに確認する必要がある。

## 1 適用範囲

この規格は、ガス又は石油を燃料とする、室内に設置する家庭用ガス温水機器・石油温水機器（以下、給湯機器という。）の設計標準使用期間を定めるときに用いる標準使用条件及び標準加速モード並びにその試験条件について規定する。

この規格のガスを燃料とする給湯機器は、瞬間形とし、石油を燃料とする給湯機器は、瞬間形<sup>1)</sup>又は貯湯式<sup>2)</sup>であり次の機種に適用する。

- a) 屋内式ガス瞬間湯沸器
- b) 屋内式ガスふろがまの給湯機能をもつ機種の給湯部
- c) 石油給湯機

注<sup>1)</sup> 熱交換部が管式のもので、JIS S 3031に規定する加熱速度の測定方法によって測定した加熱時